

高島市 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失、またはそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



高島市
(令和5年4月1日 改訂版)

住居確保給付金とは

離職者等であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として家賃を支給するとともに、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記限度額を上限として、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く。）を支給します。ただし、世帯の収入が一定額以上の場合は、計算により算出します。

◆ 限度額：1人 35,000円 2人 42,000円 3～5人 46,000円
6人 49,000円 7人以上 55,000円

※ 世帯収入が一定額以上の場合の支給額の計算方法

支給額 = 基準額 + 生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃額 - 世帯収入
※基準額は、世帯の人数に応じ、次の表のとおりとなります。

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	78,000円	4人	175,000円
2人	115,000円	5人	209,000円
3人	141,000円	6人	242,000円

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長、再延長が可能です）

支給方法：住宅の貸主（家主や不動産業者等）の口座へ振込

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職・自営業の廃止または個人の責めに帰すべき理由、都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した、または住居を喪失するおそれがある。
- ② 申請日において、①離職等の日から2年以内（傷病等のやむを得ない事情がある場合は4年以内）、または②やむを得ない休業等で収入を得る機会が減少し、離職等と同等程度の状況にある。
- ③ 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた。
- ④ 申請日の属する月における、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の合算額（収入基準額）以下である。

世帯人数	基準額	家賃額（上限額）	合算額（収入基準額）
1人	78,000円	35,000円	113,000円
2人	115,000円	42,000円	157,000円
3人	141,000円	46,000円	187,000円
4人	175,000円	46,000円	221,000円
5人	209,000円	46,000円	255,000円
6人	242,000円	49,000円	291,000円

- ⑤ 申請日における申請者と申請者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金融資産（上限額）以下である。

世帯人数	金融資産（上限額）
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	846,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 受給中に、下記に定める常用就職または業務上の収入を得る機会の増加に向けた活動を、誠実かつ熱心に行う。
- ⑦ 自治体等が実施する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者および申請者同一の世帯に属する者が受けていない。
- ⑧ 申請者および同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

住居確保給付金 受給中の義務

- ◆ 受給期間中は、ハローワークや経営相談先、自立相談支援機関（以下「湖西地域働き・暮らし応援センター」）の就労支援員による就労相談等により、常用就職または業務上の収入を得る機会の増加に向けた求職活動等を行ってください。

(1) 公共職業安定所等で求職活動を行う場合

離職や自営業の廃業等により収入が減少したために、新規就労や転職による増収を目指す方は、下記に定める求職活動を行う必要があります。

① ハローワーク等での職業相談（月2回以上）

「職業相談確認票（参考様式6）」を持参の上、職業相談等を受け、担当者から相談日、担当者名、支援内容等についての記入と安定所確認印を受けてください。

※職業相談等とは、職業相談、職業紹介、ハローワーク等が実施する就職活動セミナーなどの職業講習のいずれかをいいます。

② 湖西地域働き・暮らし応援センターでの面接（月4回以上）

「職業相談確認票」「常用就職活動状況報告書（参考様式7）」により求職活動等の状況を報告してください。原則として来所面接によりますが、状況に応じて、電話、メールおよびファックスでの報告・相談をしてください。

③ 求人先への応募や面接など（週1回以上）

ハローワークにおける活動に限ったものではなく、求人情報誌や新聞折込の広告なども活用して活動を行うとともに、上記の面接時に報告してください。

※ 湖西地域働き・暮らし応援センターにより支援プランが策定された場合は、

- ①～③に加え、プランに基づく常用就職に向けた就職活動を行ってください。

(2) 自立に向けた活動を行う場合

自営業の休業等により収入が減少したために、経営改善等による増収を目指す方は、下記に定める求職活動を行う必要があります。

① 湖西地域働き・暮らし応援センターでの面接（月4回以上）

「自立に向けた活動計画（参考様式 10）」と「自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）」により活動状況を報告してください。原則として来所面接によりますが、状況に応じて、電話、メールおよびファックスでの報告・相談をしてください。

② 経営相談先での経営相談（月1回以上）

経営相談先において、事前相談（継続相談前に実施する相談）を受けた上で、面談等による継続的な相談を行ってください。

※経営相談先とは、商工会議所、商工会、よろず支援拠点、県などが認める公的な経営相談先をいいます。

③ 活動計画に基づく取組の実施（月1回以上）

経営相談先の助言等のもと、「自立に向けた活動計画」を作成し、計画に基づく取組を行ってください。

※ 湖西地域働き・暮らし応援センターにより支援プランが策定された場合は、

①～③に加え、プランに基づく常用就職に向けた就職活動を行ってください。

◆湖西地域働き・暮らし応援センター

〒520-1623 高島市今津町住吉2丁目11番2

電話 0740-22-3876 FAX 0740-22-4131

メールアドレス horon@yutakakai.jp

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

◆申請窓口は、市役所社会福祉課くらし連携支援室です。

① 住居確保給付金申請書【市役所社会福祉課くらし連携支援室にあります】

② 本人確認書類

（顔写真付きのものは1種類、顔写真のないものは2種類お持ちください）

- ・運転免許証 ・個人番号カード ・住民基本台帳カード ・旅券
- ・各種障害者手帳・健康保険被保険者証 ・住民票の写し ・戸籍謄本等

③ 離職等関係書類

①離職等の方

- ・離職後2年以内（傷病等のやむを得ない事情がある場合は4年以内）で

あることが確認できる書類（離職票など）の写し
（離職関係書類の提出が困難な場合は、給与振込みが一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

②やむを得ない休業等の方

- ・個人の責めに帰すべき理由、都合によらずに就業機会等が減少し、離職や廃業と同程度の状況にあることを確認できる書類
（社会経済状況の変動等による取引先企業の倒産により就労機会の減少を余儀なくされたことがわかる文書、請負契約等がキャンセルになったことがわかる文書等）

④ 収入関係書類

- ・申請者および申請者と同一世帯に居住し、生計を一としている者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
- ・給与明細書、賃金明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ等
- ・公的給付等の支給額がわかる書類
雇用保険の失業等給付を受けている場合「雇用保険受給資格証明書」、年金やその他の福祉手当等を受給している場合は支給額のわかる書類

⑤ 預貯金関係書類

- ・申請者および同一世帯の世帯に居住し、生計を一にしている者の金融機関の通帳等の写し

⑥ 求職活動要件の確認（申請後でも可能）

公共職業安定所等で求職活動を行う場合

- ・ハローワークで付与される「求職番号」を確認書へ記載

自立に向けた活動を行う場合

- ・経営相談先での事前相談の実施（活動計画書の提出）

⑦ 雇用施策等の利用状況がわかるもの

- ・求職申込・雇用施策利用状況確認票

⑧ 入居（予定）住宅関係書類

賃貸物件契約関係書類

賃貸物件の契約書の写し（家賃や賃貸期間がわかるもの）

住宅入居の初期費用および生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。ただし、貸付の利用には社会福祉協議会の審査があります。

◆生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費および一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3ヶ月（延長3回まで）
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合に、利用できる貸付です。

◆緊急小口資金

貸付対象 低所得世帯および新型コロナウイルスによる影響を受け
収入が減少した世帯

貸付額 10万円以内

（特例）学校等の休業、個人事業主等の場合は20万円以内

貸付利子 無利子、連帯保証人不要

◆お問い合わせ 高島市社会福祉協議会 相談支援課

電話 0740-25-5720

（高島市新旭町北畑45番地1 やすらぎ荘 内）

住居確保給付金の申請から決定まで

住居を喪失する恐れがある場合

- 1 自立相談支援機関の相談申し込みおよび住居確保給付金の支給申請
 - ・ 相談申込・受付票と住居確保給付金支給申請書に必要書類を添えて、くらし連携支援室に提出してください。
 - ・ 支給申請書の写しと「入居予定住宅に関する状況通知書」をお渡しします。
- 2 入居住宅の貸主との調整
 - ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、記載済の通知書を受け取ります。
- 3 住居確保給付金の確認書類の提出
 - ・ 不動産業者等に記載してもらった「入居予定住宅に関する状況通知書」をくらし連携支援室に提出してください。
- 4 住居確保給付金の審査・決定
 - ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」を交付します。あわせて、毎月の活動報告に必要な書類をお渡しします。
 - ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
 - ・ 住居確保給付金は、原則として不動産媒介業者等の口座に振り込む代理受領となりますが、必要と認める場合は、受給者の口座に直接支給します。
 - ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となったことを連絡してください。
- 5 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み
 - ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な場合は、市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みができます。審査が通ると、貸付決定が通知されます。
- 6 支給開始
 - ・ 原則として、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給します。

1 住居確保給付金の支給申請

- ・ 住居確保給付金の申請窓口は、高島市役所社会福祉課くらし連携支援室です。相談申込・受付票と住居確保給付金支給申請書に必要書類を添えて提出してください。
- ・ 申請書の写しと「入居予定住宅に関する状況通知書」お渡しします。
- ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な場合は、市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金（上限10万円）の申し込みを行うことができます。

2 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保してください。原則として、探す範囲は高島市内です。
- ・ 敷金・礼金などの初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）（5ページ参照）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えてください。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項の記載を依頼し、記載済みの通知書を受け取ります。

3 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等に記載してもらった「入居予定住宅に関する状況通知書」をくらし連携支援室に提出してください。
- ・ ハローワーク窓口から発行を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを、くらし連携支援室へ提出してください。なお、インターネットでの仮登録をされた場合、仮登録日および仮登録番号のわかるものを提出してください。

4 審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」を交付します。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

5 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写しおよび「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出し、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みをすることができます。

- ・ 給付金受給中の生活費が必要な場合は、あわせて市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みをすることができます。

6 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載を依頼した不動産業者等に、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、入居を予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結します。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意される方は、通常契約になると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もありますのでご注意ください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをした方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市社会福祉協議会に提出してください。
審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

7 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・ 住民登録手続きを、すぐにしてください。

8 住居確保給付金支給の決定

- ・ 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「住居確保報告書」に「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」と新住所の「住民票の写し」を添付して、くらし連携支援室に提出してください。
- ・ 「住居確保給付金支給決定通知書」の交付とあわせて、毎月の活動報告に必要な書類をお渡しします。
- ・ 不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。

※ 住居確保給付金は、原則として不動産媒介業者等の口座に振り込む代理受領となりますが、必要と認める場合は、受給者の口座に直接支給します。

- ・ 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方には、市社会福祉協議会から償還に関して指示があります。
- ・ 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

9 支給開始

- ・ 原則として、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給開始します。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です。

- ◆ 支給決定後に、常用就職（雇用契約において、期間の定めがないまたは6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を湖西地域働き・暮らし応援センターへ提出してください。
- ◆ 提出した月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、湖西地域働き・暮らし応援センターへ提出してください。
- ◆ 給与や、収入を得る機会が（休業等で）個人の都合によらず減少したことを理由に受給した場合、就労が以前と同じようになった時（休業再開時）にも届出が必要です。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です。

- ◆ 住居確保給付金の受給期間中に常用就職できなかった場合または給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合で、受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回（最大9月）まで、延長（再延長）が可能です。

（要件）・ 受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行っていたこと
・ 世帯の収入と預貯金が、一定額以下であること

※ 受給期間の延長（または再延長）を希望される場合は、受給期間の最終月になったら、くらし連携支援室にご相談ください。

支給額を変更できる場合があります。

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象賃貸住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給期間中に収入が減少し、基準額を下回った場合
- ◆ 申請書を提出していただく必要がありますので、家賃が変わった、または収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、くらし連携支援室におこしください。

住居確保給付金を中止する場合があります。

下記のいずれかに該当した場合、給付金の支給を中止する場合があります。

- ①受給中に、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合または市の指示に従わない場合（毎月2回以上のハローワークでの職業相談、毎月4回以上の湖西地域働き・暮らし応援センターによる面接等、原則週1回以上の求人先への応募や面接を行う等または自立に向けた活動計画の作成、経営相談先での面接等、計画に基づく取組等）は、支給を中止します。
- ②策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ③受給中に常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が収入基準額（1 ページ参照）を超えた場合は、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ④住宅を退去した方（貸主等からの要請や市の指導による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ⑤支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ⑥受給者および受給者と同一世帯に属するものが暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。

◆支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、常用就職した後に、会社都合で新たに解雇された場合や会社が倒産した場合、個人の給与その他の業務上の収入が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件に該当する場合は、再支給を受けることができます。
- ◆ ただし、あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を返還してもらう場合があります。

- ◆ 住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請など不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について返還してもらうとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止します。

受給中の就職活動等要件の変遷

■住居確保給付金 制度改正の変遷

改正日	対象者	支給期間	受給中の就職活動
従前	①離職・廃業した日から2年以内の者	①初回 3か月 ②延長 +3か月 ③再延長 +3か月 ※最長9か月	①月4回以上の自立相談支援機関との面談 ②月2回以上のHWでの職業相談 ③週1回以上の応募・面接等の実施 ④その他(プランによる支援、アルバイト等)
R2.4.20	①同上 ②上記に加え、個人の責や都合に寄らず収入が減少している者(コロナ影響)	①同上 ②同上 ③同上	離職廃業 休業 ①要 ①要 ②要 ②不要 ③要 ③不要 ④定めなし ④定めなし
R2.4.30	①同上 ②同上	①同上 ②同上 ③同上	すべての状況において(コロナ特例) ①要(※月1回) ②不要 ③不要 ④定めなし ※①は現状の状況を踏まえ、月1回以上に緩和
R3.1	①同上 ②同上	①同上 ②同上 ③同上 ④再々延長 +3か月 ※最長12か月(令和2年度中に新規申請し受給を開始した方に限る)	1～9か月目 離職廃業 休業等(コロナ) ①必須 ①必須(※月1回) ②必須 ②任意 ③必須 ③任意 ④任意 ④必須 10か月目以降 全員 ①必須 ②必須 ③必須 ④任意
R3.2.1	①同上 ②同上	①同上 ②同上 ③同上 ④同上 ⑤再支給(3か月限り) ※3月末申請期限 ■職業訓練受講給付金との併給可能(期限は同上)	上記(1～9および10か月目以降)は同様 再支給 離職廃業 休業等(コロナ) ①必須 ①必須(※月1回) ②必須 ②任意 ③必須 ③任意 ④任意 ④必須
R3.4	①同上 ②同上	①初回 3か月 ②延長 +3か月 ③再延長 +3か月 ④再々延長は終了 ※最長9か月 ⑤再支給(3か月限り) ※6月末まで申請期限延長 ■職業訓練受講給付金との併給可能(期限は同上)	上記、同様
R3.6	①同上 ②同上	上記同様 ※9月末まで申請期限延長	上記、同様
R3.9	①同上 ②同上	上記同様 ※11月末まで申請期限延長	上記、同様
R3.11	①同上 ②同上	上記同様 ※R4.3月末まで申請期限延長	上記、同様
R4.2	①同上 ②同上	上記同様 ※R4.6月末まで申請期限延長	上記、同様
R4.4.26	①同上 ②同上	上記同様 ※R4.8月末まで申請期限延長	下記のとおり、当分の間②、③の回数を月1回に緩和。 ①月1回以上の自立相談支援機関との面談 → 継続 ②月2回以上のHWでの職業相談 → 月1回以上 ③週1回以上の応募・面接等の実施 → 月1回以上 ④その他(プランによる支援、アルバイト等) → 継続
R4.8.9	①同上 ②同上	上記同様 ※R4.9月末まで申請期限延長	上記、同様
R4.9.9	①同上 ②同上	上記同様 ※R4.12月末まで申請期限延長	上記、同様
R4.10.28	①同上 ②同上	上記同様 ※R5.3月末まで申請期限延長	上記、同様
R5.4.1	①離職、廃業、休業等(就労目標)の者 ②休業等(事業再生目標)の者 ※どちらも当該状況になった日から2年以内(傷病等やむを得ない事情がある場合は最大4年以内)の者	①初回 3か月 ②延長 +3か月 ③再延長 +3か月 ※最長9か月 ※従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、新たに解雇、離職、廃業等により支給要件に該当する場合・・・④再支給(3か月)	◆離職、廃業、休業等(就労目標)の者 ①ハローワークでの求職申込 ②自立相談支援機関での相談(月4回以上) ③ハローワークでの職業相談(月2回以上) ④企業等への応募(月1回以上) ⑤プランに沿った活動(家計相談等への参加等) ◆休業等(事業再生目標)の者 ①経営相談先への相談申込 ②自立での相談(月4回以上) ③経営相談先での経営相談(月1回以上) ④増収に向けた取組(月1回以上) ⑤プランに沿った活動(自営業者向けセミナーへの参加等)

資産、収入の状況等を調査することがあります。

- ◆ 住居確保給付金の支給に関し必要な範囲で、資産または収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

住居確保給付金の相談・申請窓口

- ◆ 相談・申請窓口

名称	所在地	電話番号
高島市役所 社会福祉課 くらし連携支援室	高島市新旭町北畑 565 (高島市役所新館 1 階)	0740-25-8120

